

村内一斉大清掃の お知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

●日時

10月17日(日) 午前7時30分～

※雨天実施、荒天中止の場合は、当日の同報無線にてお知らせします。

※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

●お願い

マスクの着用にご協力ください。

収集ごみは、3種類の「ごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)」に分けて地区ごとに収集場所を集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します。)

空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは軽くすすぎ洗いをして、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。

個人の粗大ごみは、別に許可を

とって、投棄場に搬入してください。方法は、すこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

●注意事項

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

○ごみに直接触れないように、火ばさみや軍手を使用する。

○人との間隔はできるだけ2m空け、密接を避ける。

○マスク・ティッシュ・たばこなどは飛沫が付着する部分に触れないよう注意して火ばさみ等で拾う。軍手をしていても、直接ごみを拾わないようにする。

○ごみ袋の口をしっかりしぼる。

○活動後は水と石けんで丁寧に手洗いをする。

※熱中症予防のため、次のことに注意してください。

○人と十分な距離(2m以上)を確保し、適宜マスクをはずす。

○こまめに水分補給をする。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

私立高等学校等の 授業料を補助します

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助しています。

●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍している方。

※ただし、授業料を免除されている方は、補助対象外とします。

●補助金額 年額上限1万円

●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調査
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるもの(預金通帳など)
- ・印鑑

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。

●申請期間

10月1日(金)～11月30日(火)
※午前8時30分～午後5時15分

(土曜・日曜および祝日を除く)
●問合せ先 中央公民館内教育課

安全運転支援装置 設置費を補助します

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または、障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置設置に要する費用の一部を補助します。

●補助対象

村内に住所を有する65歳以上の方が所有または使用する自動車。 ※申請は、安全運転支援装置を設置した日から6カ月以内。詳しくは、村公式ホームページまたは開発部建設課までお問合せください。

●補助限度額

- ・障害物検知機能付き 上限 72,000円
- ・障害物検知機能なし 上限 36,000円

●補助対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

●問合せ先

開発部建設課



令和4年度幼保連携型認定こども園 飛島保育園・ 飛島村立第一保育所利用申込みのご案内

村内の認定こども園・保育所の利用申込みを受け付けします。

利用案内等を10月18日(月)から申込場所で配布しますので、必ずお受け取りのうえ期間内にお申込みください。

●利用できる施設

幼保連携型認定こども園 飛島保育園(私立)

飛島村立第一保育所(公立)

※村外にある施設の利用を希望する方は、すこやかセンター内福祉課までご相談ください。

●**対象** 認定こども園・保育所の利用申込みをする場合は、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

●**保育を必要とする事由** 児童の家庭の状況が①～⑦のいずれかに該当する場合

①就労(居宅外労働・居宅内労働) ②妊娠・出産等 ③疾病・障がい等 ④看護・介護等

⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学

※保育を必要とする事由に該当しない方は、申込場所へご相談ください。

●提出書類および持ち物

①子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等入所申込書 ②食物アレルギーに関する調査票 ③「保育を必要とする事由」を確認できる必要書類(就労証明書等) ④保育(利用)時間確認書 ⑤申込書類提出にあたってのチェックリスト

※提出書類および持ち物の詳細については、利用案内でご確認ください。

●**申込期間** 11月1日(月)～30日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜および祝日を除く)

※現在認定こども園または保育所を利用中で、令和4年度も引き続き利用を希望される方は、1月頃に継続の手続を予定していますので、今回の申込みは必要ありません。

●**申込場所** 飛島保育園利用希望の方：飛島保育園

第一保育所利用希望の方：すこやかセンター内福祉課

●**その他** 利用者負担額(保育料・副食費)算定のため、令和3年分の住民税情報が必要となります。令和3年分の住民税申告を済ませていない方は、令和3年1月1日時点で住民票があった市町村にて申告をしてください。

●**問合せ先** すこやかセンター内福祉課

備蓄品の配布について

備蓄食料の周知や家庭内備蓄の促進など防災意識の啓発や食品ロス削減のため、避難所で備蓄している賞味期限内のアルファ化米や副食等の備蓄品の無償配布を行いますので、各家庭で備蓄する食品の参考にしてください。

なお、お持ち帰りいただく際は、エコバッグ等をお持ちください。先着順にお渡ししますので、無くなり次第終了とします。

●日時

10月9日(土)～15日(金)

午前10時～午後3時

●場所

飛島村役場 1階ロビー

●対象

在住・在勤の方

●持ち物

エコバッグ等

●問合せ先

総務部総務課

**福祉医療受給証を
更新します**

母子・父子家庭医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和3年10月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

10月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

引き続き該当する方には、新しい受給者証を10月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●**問合せ先**

民生部住民課



子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「子育て世帯生活支援特別給付金」が国から支給されます。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童（障がい児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② {
■令和3年度**住民税（均等割）が非課税**の方
または
■令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の**児童手当**または**特別児童扶養手当**の受給者で**住民税非課税**の方

▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。

II. 上記以外の方（例、高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶ 申請は民生部住民課で受け付けます。ご希望の方は事前にご相談ください。

○給付金に関する問合せ先

厚生労働省コールセンター

☎0120-811-166（受付時間：午前9時～午後6時）



犬のふん尿等の適正処理について

家の前や公園、道路などにおいて犬のふん尿の放置、悪臭、汚れで困っているとの苦情が多く寄せられています。

ふん尿等を適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼い主の責任です。

①散歩中に排せつさせる場合

犬のふんは袋等に入れて必ず持ち帰りましょう。

あらかじめビニール袋や市販の専用袋等を用意しておきましょう。

持ち帰ったふんは、可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。

また、犬のマーキングのおしっこはさせないことが大切です。飼い主は犬がしそうになっても立ち止まることなくどんどん歩きましょう。

※散歩時は、他の人に危険がおよばないよう、リード等でつなぎ、飼い犬の管理に努めてください。

②敷地内(屋内)で排せつさせる場合

近隣の方に悪臭で迷惑を掛けな

いように速やかに片付けましょう。

また、室内でさせる場合も臭いに気を配りましょう。特に暑い時は窓を開ける機会も多いので注意が必要です。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

愛知県防災航空隊との合同訓練を実施します

災害時における連携強化のため、愛知県防災航空隊との合同訓練を実施します。訓練場所周辺には、ヘリコプターによる騒音や台風級の強風が発生する場合があります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

●日時

10月25日(月)

午前10時頃～正午頃

●場所

海部南部消防署、大宝一時避難所

●問合せ先

海部南部消防署



さくら作業所の入所者を募集します

さくら作業所では、障がいのある方を対象に、自立支援や社会参加を目的とし、軽作業や機能訓練、日常生活訓練を行っています。

入所希望の方は、次のとおり申請書類を提出してください。

●対象

村内に住所を有する身体障害者・知的障害者・精神障害者の各手帳をお持ちの方(精神障害者通院医療費公費負担受給者を含む。)

●申請期間

10月1日(金)～29日(金)

●提出書類

- ・さくら作業所入所申請書
 - ・宣誓書
 - ・障害者手帳の写し
 - ・健康診断書(新規希望者のみ)
- 申請窓口および問合せ先
すこやかセンター内福祉課

●マイナンバーカード用の写真をお撮りします!

マイナンバーカード券面の顔写真を撮るサービスを行っています
ご希望の方は申請書を持って住民課までお越しください

●第2日曜日に完全予約制でマイナンバーカードの休日交付をしています!

完全予約制なので2週間前までにご予約をお願いします
平日の来庁が難しい方はぜひご活用ください



詳しくは民生部住民課まで

会計年度任用職員募集

公益社団法人飛鳥村シルバー人材センターでは、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

●募集人数

1名

●応募資格

55歳～62歳まで(令和4年3月31日現在)

エクセル・ワードの入力ができる方

●勤務場所

公益社団法人

飛鳥村シルバー人材センター

●勤務内容

安全管理業務および一般事務

●勤務日および勤務時間

月曜～金曜(祝日を除く)

午前8時～午後4時(原則)

7時間(休憩時間を除く)

●応募期間

10月12日(火)～29日(金)

●応募方法

履歴書を持参

(午前9時～午後4時)

土曜・日曜を除く

●応募・問合せ先

公益社団法人

飛鳥村シルバー人材センター

シルバー会員募集

飛鳥村シルバー人材センターをご存じですか。すでに定年退職された方や、家業を後継者に譲られた方など、何かの仕事を通じて貢献したいという高齢者の皆さまが集まって、高齢者に向いている仕事を発注者(民間企業・一般家庭・官公庁等)から引き受けて働こうというのがシルバー人材センターです。会員の方々はお互い助け合いながら、いろいろな仕事に従事しています。

●募集要件

在住のおおむね60歳以上の方で、次の要件を満たしている方なら、どなたでも会員になれます。

・心身ともに健康で働く意欲のある方

・センターの趣旨を理解してくださる方

●作業内容

・せん定・除草作業

・工場・事務所・公共施設の清掃等

・その他

●申込み・問合せ先

公益社団法人

飛鳥村シルバー人材センター

海部南部権利擁護センターの 成年後見支援について

～巡回相談(要予約)～

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

10月12日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

～弁護士による 法律相談(要予約)～

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

10月21日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場 所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費

無料

●受付時間

午前9時～午後5時

(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がい

のため配慮が必要な方はお申し

出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護

センター

☎69・8181

FAX 69・8180

